

## 三条市地域公共交通協議会規約の改正（案）

## 1 改正理由

委員の所属役職の変更にもなう変更

## 2 改正内容（新旧対照表）

旧	新
<p>第6条 別表1 法第6条第2項第2号の委員</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部企画室 企画部長</p>	<p>第6条 別表1 法第6条第2項第2号の委員</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部企画室 <u>室長</u></p>
<p>附 則 この規約は、平成19年11月9日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成20年9月4日から施行する。</p>	<p>附 則 この規約は、平成19年11月9日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成20年9月4日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、平成21年4月1日から施行する。</u></p>